



## よくあるご質問 支給要件

Q：所定の研修を遅刻・早退した場合、支給はできますか？

A：1回あたりの研修時間の、複数日にわたる場合は当該期間の原則すべてを出席しないと支給の対象となりません。

公共交通機関の遅延等やむを得ない事情であっても、所定時間（研修時間の4/5）以上の受講ができなかった場合は、受講証明書は発行しません。

Q：就業は東京都ナースバンクを通さないといけませんか？

A：ハローワークや人材紹介会社、施設への直接の申し込みなど東京都ナースバンク以外を通じて就業した場合も対象となります。

Q：就業先の勤務は常勤でなければいけませんか？

A：1週間の所定労働時間が20時間以上であれば雇用の形態は問いません（パートやアルバイトも含む）。

Q：勤務先は都内の施設ですが、東京都以外に住んでいます。支給の対象になりますか？

A：勤務先が都内であれば対象となります。

Q：定年退職で再就業（再雇用）になります。対象研修の受講のタイミングを教えてください。

A：在職中（定年退職日前）にプラチナナースセミナーを受講してください。順番が逆になると支給対象にはなりません。

Q：定年退職後、引き続き同一の職場で就業することになりましたが、就業期間はいつからカウントされますか？

A：定年退職し、引き続き同一の職場に勤務する場合も対象となりますが、いったん退職していることから再び採用された日から期間をカウントします。

Q：年度更新（派遣の契約更新も同様）は、更新日以降に新しい職場へ再就業した扱いとなりますか？

A：『継続』が前提とされている年度更新（契約更新）の場合、就業が継続しているため申請はできません。ただし、応募して選考の結果採用された場合は、新しい職場に再就業したと考えられますので、新たな雇用となる前に研修を受講し、6か月経過後に申請をしてください。

Q：奨励金申請の対象期間を教えてください。

A：研修受講は、2022（令和4）年1月～2025（令和7）年3月の研修が対象。再就業（再雇用）は、2022（令和4）年1月～2025（令和7）年6月までに就業開始が対象となります。

Q：再就業後、転職しました。就業の継続期間などに影響はありますか？

A：退職の翌日から起算して1か月以内に転職した場合は、離職期間も含めて一つの就業期間とします。

Q：1回目（6か月）の奨励金を受け取った後、転職をしました。2回目（2年）の申請は出来ますか？

A：離職期間の長さによります。退職の翌日から起算して1か月以内に転職した場合は、1回目（6か月）申請の就業開始から就業が継続しているとみなし、2回目（2年）の申請が可能です。一方で、退職の翌日から起算して1か月を超える期間の経過後に転職した場合、1回目（6か月）申請の就業開始から就業が継続していないとみなし、2回目（2年）の申請資格を失います。